

# キュービクル式非常電源専用受電設備認定規約

昭和 50 年 10 月 8 日制定  
昭和 55 年 5 月 1 日改訂  
昭和 61 年 5 月 14 日改訂  
平成 4 年 5 月 1 日改訂  
平成 10 年 5 月 1 日改訂  
平成 13 年 8 月 28 日改訂  
平成 16 年 6 月 28 日改訂  
平成 23 年 4 月 1 日改訂  
平成 23 年 8 月 26 日改訂  
平成 25 年 6 月 27 日改訂  
令和元年 10 月 25 日改訂

(目 的)

**第 1 条** この規約は、消防法第17条に定める消防用設備等の電源として、一般社団法人日本電気協会（以下「協会」という。）が別に定めるキュービクル式非常電源専用受電設備認定基準（以下「認定基準」という。）に適合しているキュービクル式非常電源専用受電設備（以下「キュービクル」という。）を認定し、消防用設備等の電源を確保することを目的とする。

(適用範囲)

**第 2 条** この規約は、高圧で受電するキュービクルのうち、製造事業者（以下「製造者」という。）の申込により協会が審査、認定するキュービクル及び製造者に適用する。

(認定委員会及び認定審査会の設置)

**第 3 条** 協会は、認定の業務を行うため、この規約に認定に係る条項を設け、協会にキュービクル式非常電源専用受電設備認定委員会(以下「認定委員会」という。)を設置する。

2. 認定委員会には、キュービクルを審査する前の判定箇所として、キュービクル式非常電源専用受電設備認定審査会(以下「認定審査会」という。)を設置する。
3. 認定委員会は、認定審査会の審査により、認定基準に適合していると判定されたキュービクルについて最終審査を行い認定するか判定を行うほか、キュービクル式非常電源専用受電設備認定規約(以下「認定規約」という。)の審議等を行う。
4. 認定委員会及び認定審査会（以下「認定委員会等」という。）にはキュービクルを審査するため、別に定めるキュービクル式非常電源専用受電設備に係る審査員要綱により審査員を登録する。

(委員会規程)

**第 4 条** 認定委員会等の運営に必要な規程は、別に協会が定める。

(公平性)

**第5条** 協会は業務の運営にあたり、製造者の申込のすべてを公平に扱うものとする。

(支部)

**第6条** 協会の各支部（以下「支部」という。）は、製造者からの申込を受け付け、認定審査会で審査するための各種手続きを行う。

(審査)

**第7条** 審査は、書類審査及び現場審査を、別に定めるキュービクル式非常電源専用受電設備審査実施要領により行う。

2. 現場審査については、別に定めるキュービクル式非常電源専用受電設備認定規約細則（以下「認定規約細則」という。）の現場審査の省略事項に適合する場合、全部又は一部を省略することができる。
3. 現場審査は、製造者の工場等において行う。
4. 審査において認定基準に適合しない事項が軽微な場合、製造者の申込により再審査を行うことができる。
5. 審査の手続き的事項は、別に定める認定規約細則による。

(認定の種類)

**第8条** 認定の種類は、形式認定及び個別認定とする。

2. 形式認定は、別に定める認定規約細則の区分ごとに認定する。
3. 個別認定は、別に定める認定規約細則の個別認定の対象に該当するキュービクルごとに認定する。

(認定の申込)

**第9条** 認定を受けようとする製造者は、様式1又は様式2による審査申込書3通に、審査に必要な書類を添え製造者の製造工場が立地している地域の支部に申込を行う。

2. 審査に必要な書類は、別に定める認定規約細則による。

注記1. 北海道支部及び沖縄支部管内の製造者は、協会が窓口となる。

注記2. 個別認定は、形式認定を取得していなくても申込できる。

(認定書等の交付)

**第10条** 協会は、認定委員会の最終審査に合格して認定されたキュービクルについて、様式4による認定書、様式5又は様式6による適合通知書のいずれかを支部を経て当該製造者に交付する。

(認定銘板等の交付)

**第11条** 協会は、形式認定を受けた製造者からの様式7による認定銘板及び注意ラベル（以下「認定銘板等」という。）の交付依頼を受けた時に、認定銘板等を交付するものとする。

2. 協会は、個別認定を受けた製造者に認定銘板等を交付するものとする。

(認定銘板等の貼付)

**第12条** 製造者は、認定を受けたキュービクルに認定銘板等を貼付するものとする。

2. 認定銘板等及びその貼付方法は、別に定める認定規約細則による。

(有効期限及び更新)

**第13条** 形式認定を受けたキュービクルを製造できる有効期限は、5年間とする。

2. 製造者は、形式認定を受けたキュービクルを更新することができる。

3. 更新の申込については、別に定める認定規約細則による。

(製造者の認定基準適合義務)

**第14条** 製造者は、認定を受けたキュービクルを製造する場合、認定基準に適合するようにしなければならない。

(品質管理)

**第15条** 製造者は、別に定めるキュービクル式非常電源専用受電設備品質管理要綱（以下「品質管理要綱」という。）を遵守して品質管理体制を確立し、品質管理記録・検査記録等を保管しなければならない。

2. 品質管理要綱の遵守に係わる品質管理検査を、別に定める品質管理検査実施要領により行い、その結果を認定委員会に報告するものとする。

(出荷報告書)

**第16条** 製造者は、形式認定を受けたキュービクルを出荷したときは、3か月以内に様式8による出荷報告書を支部を経て協会に提出するものとする。

(一部変更)

**第17条** 製造者が形式認定を受けたキュービクルの主要機器・材料又は構造の一部を変更して製造する場合は、一部変更申込（様式3）を行うことができる。

2. 前項の内容が認定委員会等において、認定規約細則及び認定基準に適合していると判定された場合、製造者は一部変更したキュービクルを出荷することができる。この場合、変更する前の主要機器・材料又は構造で出荷することも製造者の選択によりできる。

3. 主要機器・材料又は構造の一部変更事項及び手続きについては、別に定める認定規約細則による。

(手数料)

**第18条** 製造者は、第7条、第9条、第11条、第13条、第15条及び第17条に係わる手数料を、別に定めるキュービクル式非常電源専用受電設備認定関係手数料規程による手数料と消費税相当額を納付しなければならない。

(事故責任の帰属)

**第19条** 認定を受けたキュービクルについて、事故が生じたときは、その処理及び損害賠償の責務は、当該製造者に帰属するものとする。

(調査)

**第20条** 協会は、必要に応じ、製造者及び認定したキュービクルに係わるものを調査することができる。

(改善指示)

**第21条** 協会は、製造者がこの規約に違反した場合には、当該製造者に対して改善指示を行うことができる。製造者は改善指示を受け、その指示された期間内に指示事項の改善をしなければならない。

(認定の取り消し)

**第22条** 協会は、製造者が前条による改善指示に対して、正当な理由がなくこれに応じない場合は、認定を受けたキュービクル及び製造者の権利の取り消しを行うことができる。

(継承)

**第23条** 認定を受けたキュービクルの製造者が、認定に係わる事業の全部（又は一部）を譲渡し、又は相続もしくは合併があったときは、その事業の全部（又は一部）を譲り受けた者又は相続人もしくは合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人は、その認定を受けたキュービクルの権利を継承できる。ただし、この場合、第15条に基づく品質管理検査を行うものとする。

(公告)

**第24条** 協会は、認定書の交付又は認定の取り消しを行ったときは、公告してその周知を図るものとする。

(監査)

**第25条** 協会は、認定業務に係わる監査を、別に定める認定業務監査要領により行う。

(苦情措置等)

**第26条** 協会は、認定の結果に対する不服及び認定の業務に係わる苦情に対して適切な措置を図る。

2. 認定の結果に対する不服及び認定の業務に係わる苦情の申出内容により、協会は申出者に対して必要な関係書類の閲覧を認めるものとする。

(帳簿)

**第27条** 協会は、別に定める帳簿の記載事項及び保存期間要領により申込に係わる認定業務の帳簿を保存する。

(その他)

**第28条** この規約の変更又はこの規約に定められていない事項については、協会が認定委員会に諮り変更又は定めることができる。